

二中学区小中合同学校保健委員会 規約

- 【総則】** 1、本会は二中学区小中合同学校保健委員会と称し、事務局は第二中学校、大久保小学校、大久保東小学校の順で持ち回りとする。
- 【目的】** 1、本会は二中学区における学校保健の諸問題に関する研修と実践を通し、保健意識の高揚を図ることを目的とする。
- 【事業】** 1、児童生徒の健康・体力の増進を図る。
2、児童生徒の保健管理、疾病予防を行う。
3、学校保健に関する調査および資料収集・分析を行う。
4、その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。
- 【組織】** 1、学校医、学校歯科医、学校薬剤師
2、PTA：会長・副会長・保健担当部
3、学校：校長、教頭・教務主任・保健主事・栄養士・養護教諭
その他関係職員
- 【運営】** 1、本会は事務局の校長が招集し、主宰する。
2、事務局は決定事項を各学校に伝達する。
3、本会は原則として年1回、必要に応じて臨時に開くことができる。
4、必要に応じ、関係諸機関の協力を得る。